平成２６年（フ）第１１５１号
横浜市旭区川井本町107番地４　株式会社丸鈴産業内
債務者　清水トキ子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０９号
神奈川県藤沢市西俣野388番地の８（住民票上の住所）
債務者　大柳早弥香
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７号
熊本県八代市築添町1640番地２　１―12
債務者　松永　正美
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１１０９号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目43番地８　フレクション東神奈川205号
債務者　甲山　正子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０５７号
東京都江戸川区小松川１丁目２―１―207
債務者　杉山　一夫
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５号
熊本県球磨郡水上村大字岩野1105番地
債務者　多田健太郎
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第８１６３号
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町２丁目25―30―201
債務者　藤原　明美（旧姓半澤）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２１０号
東京都福生市大字熊川543―３
債務者　松井　茂之
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２２０号
埼玉県さいたま市西区三橋６丁目1119―３―12―306
債務者　行廣ゆかり
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２２１号
東京都葛飾区立石５丁目26―１―409
債務者　早川　順子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２２２号
東京都府中市押立町１丁目16―14―１―701
債務者　村田　世司
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２３０号
東京都足立区新田２丁目13―２―202
債務者　梶　　敏明
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２３２号
東京都青梅市畑中３丁目797―14
債務者　結城　智隆
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２３４号
東京都大田区大森西２丁目７―19―202
債務者　柴崎富美子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２３６号
東京都杉並区桃井４丁目１―19―101
債務者　田中　志保
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２３７号
東京都江戸川区一之江２丁目20―17―101
債務者　鈴木　　愛（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部